会計年度任用職員（パートタイム保育園看護師）募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。
注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	保育園看護師
業務内容	・医療行為が必要な園児に対する看護 ・疾患がある園児の健康観察や生活指導　等
必要資格や経験等	・看護師免許を有し、看護師としての臨床経験がある方 ・普通自動車運転免許
賃金/報酬	月額　１１５，３７９円～１１８，５６０円（地域手当含む）※経験年数による（給与改定等による金額変更の可能性あり）
手当	通勤手当、地域手当
支払日	当月分を２１日支払い
勤務場所	甲賀市あいみらい保育園
雇用期間	令和９年１月１日　～　令和９年３月３１日
勤務時間	午後３時００分　～　午後６時００分　の３時間（休憩なし）
勤務日	毎週月曜日～金曜日　の週５日
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日、年末年始
年次有給休暇	１月１日から雇用の場合は５日。以降は月割りします。（雇用時から取得可能）
保険など	社会保険加入：無　　雇用保険加入：無
災害補償	労働災害

■選考など

募集期間	令和８年１１月１２日（木）～令和８年１１月３０日（月） 受付は、土日祝日を除く、午前９時００分から午後４時４５分まで
募集人数	１人
面接	令和８年１２月１日（火）午後　　※時間は、申込時に指定します。 甲賀市役所　２階　会議室２０３
申し込み方法（どちらか）	・甲賀公共職業安定所から申し込み ・甲賀市役所保育幼稚園課（電話６９－２１８０）の窓口または電話で申し込み

■注意事項

- 男女、年齢は問いません。
- 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間で、勤務時間が重なる求人には重複して申込できません。（重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。）
- フルタイム勤務（週 38 時間 45 分勤務）の場合は、許可なく兼業することはできません。（兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること）

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。(地方公務員法第１６条関係)

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■特記事項（こども性暴力防止法について）

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記 録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判 が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの